

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成25年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

兵庫県姫路市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を1割5分とし、県は、損害賠償金31,800円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成24年11月14日

(2) 事故発生場所

東伯郡琴浦町大字上伊勢地内

(3) 事故の状況

鳥取県農林水産部農林総合研究所所属の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、交差点を直進する際、右方向から一時停止を怠り右折進入してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。